



令和元年12月26日

担当課	企画課 農林水産課
担当者	吉田、山中 佐々木、前島
電話	(073) 435 - 1015 (073) 435 - 1049
内線	2441 2836

構造改革特区（どぶろく特区）の認定について

和歌山市は、地元農林水産物を使用した6次産業化の促進や観光振興の観点から構造改革特別区域（※1）「豊かな自然が育む和歌山どぶろく特区」計画を申請し、令和元年12月20日に内閣総理大臣により認定されました。

今回の特区認定により市内では酒税法における規制の特例措置が適用されることとなり、特定農業者（※2）が自ら生産した米を用いて濁酒（いわゆる「どぶろく」）を製造しようとする場合に、年間製造量が最低製造数量基準（6キロリットル）未満であっても製造免許の取得が可能となります。

なお、西山東地区の農家レストラン「Sunday Farm」において、令和2年春頃より本制度を活用した「どぶろく」の提供開始が見込まれています。

本制度を活用した「どぶろく」の提供が実現すれば、和歌山県内では初となります。

- ※1 構造改革特別区域（構造改革特区）制度とは、地域を限定した規制改革により地域の活性化を目指す国の制度です。
- ※2 特定農業者とは、農家民宿や農園レストランなど酒類を自己の営業場において飲用に供する業（旅館、料理飲食店など）を併せ営む農業者のことです。



（イメージ写真）